

○分収造林特別措置法

(昭和33年4月15日 法律第57号)

最終改正(昭和38年6月8日 法律第99号附則)

(分収造林契約)

第1条 この法律で「分収造林契約」とは、一定の土地についての造林に関し、その土地の所有者(以下「土地所有者」という。)、土地所有者以外の者でその土地について造林を行なうもの(以下「造林者」という。)、並びに土地所有者及び造林者以外の者でその造林に要する費用の全部若しくは一部を負担するもの(以下「費用負担者」という。)の三者又は土地所有者、造林者及び費用負担者のうちの、いずれか二者が当事者となって締結する契約(国有林野法(昭和26年法律第246号)第9条(部分林契約)の契約を除く。)で、その契約条項中において、次の各号を掲げる事項を約定しているものをいう。

- 一 土地所有者を当事者とする契約においては、土地所有者は、造林者のためにその土地につきこれを造林の目的に使用する権利を設定する義務(造林者を契約当事者としていない場合にあっては、自らその土地に一定の樹木を植栽し、並びにその植栽に係る樹木の保育及び管理を行う義務)を負うこと。
- 二 造林者を当事者とする契約においては、造林者は、その土地に一定の樹木を植栽し並びに植栽に係る樹木の保育及び管理を行う義務(土地所有者を契約当事者とせず、かつ、造林者がその土地につきこれを造林の目的に使用する権利を有しない場合にあっては、土地所有者から当該権利の設定を受けてこれらの行為を行なう義務)を負うこと。
- 三 費用負担者を当事者とする契約においては、費用負担者は造林者(造林者を契約当事者としていない場合にあっては、土地所有者)に対し、前2号の樹木の植栽、保育及び管理に要する費用の全部又は、一部を支払う義務を負うこと。
- 四 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る造林による収益を分収すること。
- 五 第1号又は第2号の契約事項の実施により植栽された樹木は、各契約当事者の共有とすること。
- 六 前号の場合における各共有者の持分の割合は、第4号の一定の割合と等しいものとする。

(契約の締結のあっせん)

第2条 都道府県知事は、分収造林契約の当事者となろうとする者から分収造林契約の締結についてのあっせんの申出があった場合において、これを相当と認めるときは、適正な分収造林契約が締結されるようにあっせんに努めるものとする。

(民法の特例)

第3条 分収造林契約に係る共有樹木については、民法(明治29年法律第89号)第256条第1項(共有地の分割請求)の規定は、適用しない。

附 則 (略)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、同日以後に締結される分収造林契約に係る共有樹木について適用する。